

地方独立行政法人 加古川市民病院機構

第3期中期目標

目次

| | |
|---|---|
| 前 文 | 1 |
| 第 1 中期目標の期間 | 3 |
| 第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 3 |
| 1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行 | 3 |
| (1) 救急医療への対応 | 3 |
| (2) 災害時における機能の強化 | 3 |
| (3) 感染症対策の強化 | 3 |
| (4) 地域の中核医療機関としての役割の発揮 | 3 |
| 2 高度・専門医療の提供 | 3 |
| (1) がん医療の充実 | 3 |
| (2) 循環器疾患にかかる医療の充実 | 3 |
| (3) 消化器疾患にかかる医療の充実 | 3 |
| (4) 周産期医療の充実 | 4 |
| (5) 小児医療の充実 | 4 |
| (6) センター診療機能の更なる充実 | 4 |
| (7) 総合診療体制とチーム医療の充実 | 4 |
| (8) 高度・専門医療を提供する人材の確保と育成 | 4 |
| 3 安全で信頼される医療の提供 | 4 |
| (1) 医療安全管理及び感染対策の徹底 | 4 |
| (2) 患者とともに進める医療の推進とサービスの充実 | 5 |
| 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | 5 |
| 1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営 | 5 |
| (1) 効率的・効果的な組織運営 | 5 |
| (2) コンプライアンスの徹底 | 5 |
| 2 働きやすく、やりがいのある職場づくり | 5 |
| (1) やりがいづくり、モチベーションアップへの取組の充実 | 5 |
| (2) 働き方改革の推進 | 5 |
| 第 4 財務内容の改善に関する事項 | 6 |
| 1 経営基盤の強化 | 6 |
| 2 収入の確保及び費用の最適化 | 6 |
| 第 5 その他業務運営に関する重要事項 | 6 |
| 1 地域社会への貢献 | 6 |
| (1) 地域社会との協働の推進 | 6 |
| (2) 市施策への協力 | 6 |

前 文

地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）は、第1期の中期目標期間（平成23年度～平成27年度）においては、官民の2病院が統合・再編し、従前のそれぞれの得意分野を引き継ぎつつ、地方独立行政法人の特徴である自立性・機動性・柔軟性を発揮しながら、東播磨圏域における2次救急医療など、地域の医療ニーズに対応し、公立病院として使命を果たしてきた。

第2期の中期目標期間（平成28年度～令和2年度）においては、統合病院を新築のうえ、診療科のさらなる充実を図り、質の高い高度な医療を地域住民に提供するとともに、地域の医療機関とも連携し、基幹病院としての役割を果たし、また、経営面においても経常収支比率100%以上を維持するなど、安定的に運営されている。

第3期となる中期目標期間（令和3年度～令和7年度）において、本市では、今後のまちづくりの方針となる新たな総合計画が令和3年度からスタートする。いつまでも暮らしたい持続可能なまちとしてあらゆる世代から選ばれるためには、地域医療の充実は、住まいや仕事などとともに重要で不可欠な要素である。

そのような中で、地域医療の中心的役割を担う市民病院を運営する法人の目標を定めるにあたり、社会状況や医療を取り巻く環境を踏まえ、次の6つの視点を置く。

【視点1】地域完結型医療の中核を担う

人口減少の現状に対し、あらゆる世代が自分の住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、質の高い医療提供体制が不可欠である。兵庫県の地域医療構想を踏まえ、地域の医療機関等との機能分化や連携を図り、基幹病院として、地域完結型医療の中核を担うこと。

【視点2】超高齢社会を高度、専門的な医療で支える

まもなく、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年」を迎えるがんや循環器疾患をはじめ、医療ニーズがますます増加することが予測される。多様な疾患に対応し、適切な医療を提供することで、高齢者の自分らしく豊かな生活を支援すること。

【視点3】周産期医療、小児医療で子育て世代を支援する

出生数の減少や若い世代の都市部への転出、晩婚化・晩産化が進む中で、子育て世代が安心して医療を受けられるよう、高度で専門的な周産期医療や小児医療の診療体制を堅持し、母子の健康を守ること。

【視点4】医療従事者の確保と育成に努める

医師の地域別及び診療科別の偏在が全国的な問題となる中で、高度で質の高い医療を継続して提供するためには、優れた医療従事者の確保と育成が重要となる。臨床研修体制や労働環境の整備、人材育成制度の充実など、働く場所として魅力的な病院であり続けること。

【視点5】コロナ禍を経た社会変化に対応する

新型コロナウイルス感染症の流行により、医療現場では感染防止対策を徹底しながら医

療提供体制を維持するという大変厳しい状況が続いている。感染症対策として医療協力や院内感染の防止に取り組み、公立病院としての責任を果たすこと。

【視点6】医療環境の変化に対応した病院経営に努める

診療報酬の改定や医療提供体制の変化、感染症の流行等、病院経営を取り巻く医療環境の変化に迅速に対応し、経営基盤を強化することにより、病院の安定的な経営に努めること。

以上、本目標期間においては、地域医療を取り巻くあまたの環境変化への対応が求められることから、新たな挑戦の期間になると考えられる。このような状況にあっても市民病院が地域の基幹病院として、地域住民の信頼に応える医療を提供し続けることができるよう、法人が達成すべき業務の目標として、ここに第3期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行

(1) 救急医療への対応

二次救急医療機関として、重症患者を積極的に受け入れ、受入要請に対する不応率の更なる低下に努めること。

また、本市の消防本部と連携を図りながら、救命救急体制を堅持すること。

(2) 災害時における機能の強化

本市の災害対応病院として、災害発生時には患者の受け入れや災害医療チームの派遣等を積極的に実施するとともに、業務継続計画を適切に運用すること。

また、大規模災害の発生に備え、平時から医薬品や衛生資器材等の確保や災害医療チームの活動強化を図ること。

(3) 感染症対策の強化

感染症のまん延防止対策を確保すること。特に大規模な感染症の発生時には、新型コロナウイルス感染症に対応した経験をもとに、自然災害との複合災害への対応も念頭に入れ、地域医療の崩壊を防ぐため、関係機関と連携、協力しながら、医療提供体制を堅持すること。

(4) 地域の中核医療機関としての役割の発揮

地域医療支援病院として、地域の医療機関等と連携を図り、地域完結型の医療提供体制の中核を担いながら、地域包括ケアシステムの推進に貢献すること。

また、健康寿命の延伸につなげるため、高度で専門的な検査機器を活用した人間ドックの提供や、健康講座や啓発活動などを通じて、地域住民の予防医療への意識啓発に努めること。

2 高度・専門医療の提供

(1) がん医療の充実

国指定の地域がん診療連携拠点病院として、がんの病態に応じた手術、放射線療法、薬物療法及び緩和ケアや相談支援など、がん集学的治療センターの更なる充実を図るとともに、ゲノム医療など先進的な医療にも積極的に取り組むこと。

(2) 循環器疾患にかかる医療の充実

地域における循環器疾患の拠点病院として、24時間365日緊急搬送の受入体制を確保するとともに、新たな治療技術を取り込みながら、心臓血管センターの更なる充実を図ること。

(3) 消化器疾患にかかる医療の充実

幅広い消化器領域に対して、内視鏡的治療など高度専門医療を提供するとともに、消

化器内科と外科が一体となって、総合的な診療体制を築き、消化器センターの更なる充実を図ること。

(4) **周産期医療の充実**

ハイリスクな妊産婦や超低出生体重児に対する急性期治療に、24時間365日対応とともに、こどもセンターと連携のうえ、地域周産期母子医療センターの機能を堅持すること。引き続き、産科医等の人材の確保に努め、総合周産期母子医療センターの整備を目指すこと。

(5) **小児医療の充実**

地域における小児医療の拠点として、24時間365日、小児救急から高度専門医療まで包括的な小児医療を提供し、子育て世代が安心して医療を受けることができるよう、こどもセンターにおける診療機能の更なる充実を図ること。

(6) **センター診療機能の更なる充実**

5大センターに加え、新たなセンター診療機能の構築により、高度で専門的な医療の提供に努めること。

(7) **総合診療体制とチーム医療の充実**

患者の病態に応じて、診療科の枠を越え、各診療科の専門性を生かした総合的な医療を提供できる体制を強化するとともに、医師、看護師、薬剤師など多職種の職員が、連携することによって、質の高いチーム医療を提供すること。

また、高度・専門医療を提供する病院として、臨床研究や治験に積極的に取り組むこと。

(8) **高度・専門医療を提供する人材の確保と育成**

安定的な医療提供体制を維持し、高度で専門的な医療を継続して提供するために必要な医療従事者の確保に努めるとともに、人材育成に注力すること。

また、基幹型初期臨床研修病院や、専門医制度の基幹施設としての役割を十分に發揮するため、大学病院や協力病院とも連携を図り、「学べる病院」として魅力を高め、若手医師の確保と育成に努めること。

さらに、地域の医療実習施設として、未来の地域医療を支える人材の育成に貢献すること。

3 安全で信頼される医療の提供

(1) **医療安全管理及び感染対策の徹底**

医療事故を発生させないという強い意識のもと、医療安全管理を徹底し、安全性の向上に取り組むとともに、透明性の確保に努め、患者から信頼され、安全で質の高い医療を継続して提供すること。

また、平時より院内感染に対する職員教育を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した経験を生かし、新たな感染症発生時には病院全体で対応できる体制を整備するなど、感染対策の強化に努めること。

(2) 患者とともに進める医療の推進とサービスの充実

患者中心の医療を実践するため、患者が治療方針や治療内容を十分に理解することで、自らの意志で医療を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めること。

また、的確に患者ニーズを把握し、提供するサービス全般にわたり、患者満足度の向上を目指すこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

(1) 効率的・効果的な組織運営

地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かした組織マネジメントを強化し、より一層効率的・効果的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、目標管理制度の充実により法人の目標を全職員が共有するとともに、組織力の向上に努めること。

また、従来の業務のやり方の見直しを図りながら、ICTやAIなどのデジタル技術を積極的に導入し、業務の効率化に努めること。

なお、病院の運営状況や取組みについては、地域住民にわかりやすく情報を発信し、地域に開かれた病院づくりに努めること。

(2) コンプライアンスの徹底

関係法令を遵守し、行動規範と職員倫理を確立、実践することにより、公平性を確保した病院運営を行うこと。

また、個人情報の保護や情報セキュリティ対策を適切に実施するとともに、情報公開や内部通報制度を適切に運用し、組織全体の透明性を確保すること。

2 働きやすく、やりがいのある職場づくり

(1) やりがいづくり、モチベーションアップへの取組の充実

コミュニケーションの活性化により、風通しのよい職場づくりに取り組むとともに、職員の専門知識の習得や資格取得の支援を充実させ、働きがいを高める病院づくりに努めること。

また、能力が客観的に、適正に評価される人事評価を行うとともに、給与制度については、人事評価や法人の業務実績を適正に反映することにより、職員のモチベーションアップにつなげること。

(2) 働き方改革の推進

令和6年（2024年）4月からの医師の時間外労働規制導入への対応や、タスクシフトイングの推進、多様な勤務形態の導入や院内保育の充実などにより、職員が離職することなく働き続けられるよう、職員の働き方改革を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

人口減少や少子高齢化、医療提供体制の変化や感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中においても、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、経営基盤を強化し、本目標期間中における経常収支の均衡を図ること。

また、安定した病院運営を長期的に確保するため、本市の財政状況に影響されない経営を常に目指すこと。

2 収入の確保及び費用の最適化

診療報酬の改定や医療制度の変更に迅速かつ的確に対応し、収入の確保に努めるとともに、コスト管理を徹底し、費用の最適化を図ること。

また、医療機器の導入・更新等については、中長期的な視点で計画的に実施すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域社会への貢献

(1) 地域社会との協働の推進

医療の専門集団として、行政が進めるまちづくりに参画するとともに、地域住民との交流等を通じて、信頼され、地域に開かれた病院となるよう努めること。

(2) 市施策への協力

本市では、令和3年度から新たなまちづくりの方針となる総合計画に沿った施策が展開される。今後も継続的に実施される施策や新たに展開される施策に対して、積極的に協力すること。